

食安輸発第0401006号
平成20年4月1日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

中国産乾燥果実等の取扱いについて

中国産加工食品については、平成19年5月30日付け食安輸発第0530003号により通知したところですが、これまでの検査実績を踏まえ、今後は下記のとおり取り扱うこととしたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

なお、平成19年5月30日付け食安輸発第0530003号は、本通知をもって廃止します。

記

1. 対象食品

中国産乾燥果実等

2. 検査項目及び頻度

- (1) 本日以降、初回輸入される1の食品について、輸入者に対してズルチンに係る自主検査を実施するよう指導すること。
- (2) 継続的に輸入される場合にあっては、平成20年3月31日付け食安輸発第0331004号に基づき、モニタリング検査を実施すること。

3. 検体採取方法

平成20年3月31日付け食安輸発第0331004号 別添の別表第2「添加物②不均一に分布するもの」により検体を採取すること。

4. 検査方法

別添の方法に準じて実施すること。

5. その他

検査によりズルチンを検出した場合にあつては、食品衛生法第10条違反として措置すること。